

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和5年5月18日

大阪市会議長 片 山 一 歩 様

提 出 者

杉 村 幸太郎	竹 下 隆	山 本 智 子
岡 田 妥 知	広 田 和 美	たけち 博 幸
塩 中 一 成	野 上 ら ん	藤 田 あきら
橋 本 まさと	岡 崎 太	佐々木 り え
高 見 亮	西 徳 人	佐々木 哲 夫
杉 田 忠 裕	辻 義 隆	前 田 和 彦
荒 木 肇	福 田 武 洋	

(別紙)

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項であっても、市政改革委員会以外の常任委員会の所管に係るものについては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 都市経済委員会 <u>13人</u></p> <p>[ア～カ 略]</p> <p>(5) 市政改革委員会 <u>13人</u></p> <p>[ア～カ 略]</p> <p>[(6) 略]</p> <p>[3 略]</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 都市経済委員会 <u>14人</u></p> <p>[ア～カ 同左]</p> <p>(5) 市政改革委員会 <u>14人</u></p> <p>[ア～カ 同左]</p> <p>[(6) 同左]</p> <p>[3 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

常任委員会の委員の定数を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。